

山梨県食の安全・安心推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県食の安全・安心推進条例（平成24年山梨県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第28条第2項の身分を示す証明書は、別紙様式のとおりとする。

(事実の公表の方法等)

第3条 条例第29条第5項の規定による公表は、県公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の内容

(3) 公表の原因となる事実

(意見陳述の機会の付与の手続)

第4条 条例第29条第6項の規定による意見の陳述は、知事が口頭であることを認めたとときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 知事は、条例第29条第6項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、同条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者（次項及び第4項において「当事者」という。）に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 公表しようとする内容及びその理由

(2) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭により意見を述べる機会を与えるときには、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 前項の規定により通知を受けた当事者が口頭により意見を述べるときは、知事が指定する職員が聴取し、及びその陳述の要旨を記載した調書を作成するものとする。

4 第2項の規定により通知を受けた当事者が陳述書の提出期限までに陳述書を提出せず、又は出頭すべき日時及び場所に出頭しないときは、意見を述べる機会を放棄したものとみなす。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第19号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第4号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

←----- 9センチメートル -----→	
↑ 6 セ ン チ メ ー ト ル ↓	第 号
	身分証明書
写 真	職名 氏名
	年 月 日 生
上記の者は、山梨県食の安全・安心推進条例第28条第1項の規定により立入検査等を行う職員であることを証明する。	
年 月 日（発行）	
	山梨県知事 印